

2月定例教育委員会会議録

1 開催日時

平成26年2月4日（火） 午後1時～午後2時50分

2 場所

鳥取県庁第2庁舎5階 教育委員会会議室

3 出席委員

中島諒人（委員長）、松本美恵子、坂本トヨ子、若原道昭、佐伯啓子、横濱純一（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

教育次長 生田文子、次長 山本仁志、参事監兼高等学校課長 山根孝正、
教育総務課長 森田靖彦、教育環境課課長補佐 前田 透、
小中学校課長 石田明広、特別支援教育課長 足立正久、
いじめ・不登校総合対策センター長 松岡 一、
教育センター所長 坂本修一、家庭・地域教育課長 宮城絵理、
図書館副館長 北尾泰志、人権教育課長 岸田康正、
文化財課長 上山憲二、博物館長 山内有明、
スポーツ健康教育課課長 吹野英明、教育総務課参事 木本美喜
教育総務課参事 谷 和敏

6 会議

1時、中島委員長が開会を宣言した。

（1）日程説明

森田教育総務課長が本日の日程を報告。

（2）一般報告

横濱教育長より、県・市町村行政懇談会、第3回教育協働会議、来年度当初予算に係る知事報告、西村音楽事務所からのCD「妻木晩田遺跡」

贈呈、政調政審等について報告があった。

(3) 議事

・議案第1号 平成26年度鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準について

石田小中学校課長より、平成26年度鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準について説明があった。公立小・中・特別支援学校の編制基準について、平成25年度と同様の基準であること、県内最後の季節間分校であった日野町の黒坂小学校久住分校が平成24年10月に廃止されたため、取扱要領で関係条項を削除する旨の説明があった。

次いで審議が行われ、中島委員長より、鳥取県の基準は、国の基準と比較して少人数学級であることをもっと県民の方に広報したほうが良いこと、特別支援学級等で様々な障がいがある児童生徒に対応できるように現場に配慮した職員の配置・環境づくりをお願いしたいとの意見があり、石田小中学校課長より、現状や今後の対応方針について説明があった後、議案第1号は原案どおり可決された。

・議案第2号 鳥取県教育審議会への諮問について

足立特別支援教育課長より、鳥取県教育審議会への諮問について説明があった。「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方」について、平成20年11月に示された鳥取県教育審議会の答申に基づき、平成21年度から本年度まで計画を立て具体的に施策を実施してきたところであるが、平成23年8月の障害者基本法の改正、鳥取県の「あいサポート運動」の展開などがあり、障がいのある子どもたち一人一人が持てる能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会に参加できるように、今後の特別支援教育の在り方に関して諮問する旨の説明があった。

次いで審議が行われ、中島委員長、松本委員より、諮問案の2点目の「特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実について」に関して、環境整備の内容を表示したほうがよいとの意見があり、「特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実及び環境整備について」に文言の修正を行うこととした。また、坂本委員より諮問理由にある「自立した社会に参加できるよう」には就労に関する内容は含まれるのかとの質問があり、横濱教育長より、自立していくことには就労に関する内容も含まれている旨の回答があり、議案第2号は原案を一部修正して可決された。

また、人事に関する案件のため、議案第3号及び第4号については、非公開と決定された。

[非公開]

・議案第3号 鳥取県教育審議会委員及び専門委員の任命について

木本教育総務課参事及び足立特別支援教育課長より、鳥取県教育審議会委員及び専門委員の任命について説明があった。

次いで審議が行われ、議案第3号は原案のとおり可決された。

[非公開]

・議案第4号 鳥取県文化財保護審議会委員の任命について

上山文化財課長より、鳥取県文化財保護審議会委員の任命について説明があった。

次いで審議が行われ、議案第4号は原案のとおり可決された。

・議案第5号 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正について

岸田人権教育課長より、鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正について説明があった。鳥取県育英奨学資金について、貸与要件のうち、保護者が1年以上県内に在住することを要件としていたが、これを緩和して、県内在住者であればよいとすること、申請書の様式と添付書類を見直して、事務及び手続きの簡素化・早期化を図る旨の説明があった。

次いで審議が行われ、松本委員より申請書の様式で、法定代理人欄が1名分しかないが、両親がある場合には2名にする必要があるのではないかとの質問があり、岸田人権教育課長より保護者のどちらか1名でよいこととして申請をやすくしている旨の回答があった。

また、松本委員より誓約書で連帯保証人1名と保証人1名の記名及び押印を必要としているが、両者にあまり違いがないため、保証人に関する内容を検討するように意見があり、横濱教育長からも奨学金の返済について、教育的配慮を必要とする一方で、社会的な責務として返済を担保していくことも必要であるため、次回以降に検討した内容を再度協議したいとの意見があり、議案第5号は採決せず継続審議とした。

・報告事項ア 鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針（案）のパブリックコメントについて

松岡いじめ・不登校総合対策センター長より、鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針（案）のパブリックコメントについて説明があった。基本的な方針案について、平成25年12月17日から平成26年1月16日までパブリックコメントを募集して、8件の意見の応募があった。意見の中に、方針案の文言が抽象的であることや具体的な取組の明示を求める意見があったため、基本的な方針に意見を反映して修正すること、具体的な内容はガイドブックに掲載して基本的な方針とセットで活用を図るよう周知する旨の説明があった。

次いで質疑応答が行われ、中島委員長より、ガイドブックの作成内容はゼロから作成するのか、ガイドブックの配付対象と基本的な方針の周知対象について質問があり、松岡いじめ・不登校総合対策センター所長より、ガイドブックは以前に作成した内容を修正すること、ガイドブックは学校教職員を対象に、基本的な方針は一般県民を対象にしている旨の回答があった。

・報告事項イ 子どものスポーツ活動ガイドラインの策定について

吹野スポーツ健康教育課長より、子どものスポーツ活動ガイドラインの策定について説明があった。現在の子どもたちのスポーツ活動の運営や具体的な指導のあり方、方法等を5章で構成するガイドラインを今年度中に策定して、子どもたちの部活動などに活用できるように学校やスポーツ活動に関わる方に配付をする予定である旨の説明があった。

次いで質疑応答が行われ、中島委員長より東京オリンピックの開催に言及する内容を含めなくてよいのかとの質問があり、横濱教育長より、オリンピックに関してはスポーツ推進計画で言及しており、子どものスポーツ活動ガイドラインでは、子どものスポーツ指導に関する内容を中心としているため、直接的には言及していない旨の回答があった。

・報告事項ウ～コについては、資料配布のみとし説明は省略することとなった。

・その他

その他として、若原委員より、教育協働会議の進め方について、論点が明確になっていないため、いろいろな意見が出てまとまらなくなってしまっていることから、1つか2つにテーマを絞って議論をした方がよいとの意見があった。

また、松本委員より、土曜授業を県内に広めていくため、他県での取組例や県教育委員会で考えている具体的な例などを、もっと市町村教育委員会や県立学校に情報提供した方がよいとの意見があったため、関係所属で検討することとした。

中島委員長が閉会を宣言し、2月定例教育委員会を閉会した。